き裂補修・補強工　約700箇所
恒久足場設置工　約1,200㎡
塗装塗替工（桁部）　約35,000㎡
塗装塗替工（脚部）　約11,000㎡
仮設工　約7,000㎡
高力ボルト取替工（桁部）　約1,300本
実施設計　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から900日間

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、技術提案書を評価して二次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受け付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉Ｂタイプ）の試行対象工事である。

②　技術提案の範囲は、工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。

③　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

④　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「大師河原地区（１～３工区：横-８～横-12、横-14～横-21、横-37～横-41、横-48～横-53、横-63～横-65、横-66～横-76）」、「浜町地区（４工区：横-126～横-127）」「鋼管通地区（６工区：横-174～横-177）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算」を適用する工事である。

⑤　技術資料は、持参により提出すること。

⑥　その他については、電子入札留意事項によることとする。

⑦　本件は、平成29年８月21日に公告したものであるが、今回再度募集を行うものである。

２　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成29・30年度の競争参加資格の認定を受けている単体又は２者共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成29・30年度の競争参加資格の再認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。

⑶　次に掲げる工事の施工実績を有すること。

単体の場合は、平成14年度以降に以下に掲げる①ア、イ及びウのすべての施工実績（元請けに限る。）を有すること。共同企業体の場合、共同企業体の代表者及び構成員は、平成14年度以降に以下に掲げる②ア及びイの両方又はいずれかの施工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、代表者及び構成員の両者により②ア、イの施工実績をすべて有すること。なお、共同企業体の代表者は、②ウの施工実績（元請けに限る。）を有すること。また、共同企業体の代表が②ア、イ及びウのすべての施工実績（元請けに限る。）を有する場合は、共同企業体の構成員はエの施工実績を有すること。施工実績については、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

①　単体の場合

ア　コンクリート構造物の繊維補強シート補強工事

イ　道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚のき裂損傷に対する補修・補強工事

ウ　市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事（ここでＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。以下同じ。）

②　共同企業体の場合

ア　コンクリート構造物の繊維補強シート補強工事

イ　道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚のき裂損傷に対する補修・補強工事

ウ　市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事

エ　道路橋における上部工又は橋脚の補修・補強工事

⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という）及び設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成30年６月25日（月）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成14年度以降に次に掲げる工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・道路橋における上部工又は橋脚の補修・補強工事

上記工事は平成14年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

④　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑤　設計技術者のうち、いずれか１名は、平成19年度以降に設計監理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる業務の経験を有する者であること。

・道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚の実施設計※１（補修・補強含む）

※１　実施設計とは、次のいずれかの設計業務をいう。

・首都高速道路における「実施設計」業務

・国土交通省における「詳細設計」業務

・その他発注期間における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。